

# 運転免許に関する手数料の改定について

「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例」の改正に伴い、令和元年12月1日から、運転免許に関する手数料の一部が改定されました。

主な改定額は次のとおりです。

## 1 運転免許試験等に関するもの

名称	区 分	要 件	11/30まで の金額	12/1以降 の金額
運 転 免 許 試 験 手 数 料	大型・中型・準中型免許 に係る試験	運転免許を失効したことに 関して公安委員会がやむを 得ないと認める事情があっ た場合	1,900円	800円
	普通免許に係る試験			
	特定第一種（大型特殊、 大型自二、普通自二、けん引）、大型特殊第二種、けん引第二種免許に係る試験			
	小型特殊または原付免許 に係る試験			
	大型・中型・普通二種免許 に係る試験			

## 2 免許証等の交付に関するもの

名称	区 分	要 件	11/30まで の金額	12/1以降 の金額
運 転 免 許 証 交 付 手 数 料	第一種免許、第二種免許に 係る運転免許証の交付	運転免許を失効したことに 関して公安委員会がやむを 得ないと認める事情があっ た場合	2,050円	1,700円
		2種目以上の場合の加算額 1種目につき	200円	200円 (変更なし)
運 転 免 許 証 再 交 付 手 数 料	第一種免許、第二種免許に 係る運転免許証の再交付		3,500円	2,250円